山梨県立愛宕山こどもの国施設 指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和4年5月山 梨 県

目 次

第1	施設の概要	
1	名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	施設の規模等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	管理運営方針	
1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	施設の維持管理方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	施設の運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3	募集の内容	
1	1870 E 1 2 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	3
2	自主事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	指定管理者が行う管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4		4
5	指定期間(予定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	指定管理者の収入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第4	申請に係る事項	
1	指定管理者の申請資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2	申請手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	指定管理業務の実施に関する計画書の作成・・・・・・・・・・1	C
第5	指定管理者の候補者の選定	
1		
2		
3		3
4	二次審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
第6	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項	
1	= 1 = 1 :	
2	候補者との協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
3	指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
4	指定管理者との協定締結・・・・・・・・・・・・・・・1	3
第7	指定管理業務の適正な実施に関する事項	
1	指定管理業務の再委託等の制限・・・・・・・・・・・・1	4

2	暴力団の	排(余•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
3	個人情報	るの国		なしい	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
4	情報公開	 ~0	り対	応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
5	文書の管	理	• 保	存	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
6	保険への	加力	ζ.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
7	キャッシ	/ユ [ノス	、決	済	0	導	入	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
8	不可抗力]等3	~	:時	(D)	対	応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
9	備品••	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
10	管理口座	<u> </u>	区分	経	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
11	法令等の)遵5	字•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
第8	指定管理	1業	务の	継	続	が	困	難	と	な	つ	た	場	:合	·の	措	置	に	つ	۷١	て										
1	指定管理	目者の	り責	すめ	に	帰	す	ベ	き	事	由	に	よ	り	指	定	管	理	業	務	0)	継	続	が	困	難	と				
	なった場	景合 .		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
2	その他の)事[自に	によ	り	指	定	管	理	業	務	0	継	続	が	木	難	と	な	つ	た	場	合	•	•	•	•	•	•	1	6
3	指定管理	里業務	务の	引	継	ぎ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
第9	申請に関	する	る留	倉	事	項																									
1	審査の対	け象 ご	スは	比候	補	者	カゝ	ら	0)	除	外	. •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
2	指定管理	1業	务開	射始	前	に	お	け	る	指	定	(D)	取	消	し	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
3	申請書類	質等の	り取	双扱	١ ي	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
4	費用負担	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
5	その他・	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
第10	事業実施	回状剂	兄の)モ	=	タ	リ	ン	グ	· (業	:務	(D)	確	認	•	検	証)	等											
1	モニタリ	ンク	ヷ、	評	価	0	実	施	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
2	県の監査	逶	員等	引	ょ	る	監	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
3	指定管理	1業	务開	始	後	の	指	定	(D)	取	消	し	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
第11	問い合わ	つせら	七及	くび	各	種	書	類	0	提	:出	先	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
様式		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
別添 〈資 ^{>}	「山梨県立 以	工愛 宕	计台	1 Z	لخ	B	の	国	管	理	運	営	業	:務	の	内	容	及	び	基	準	⅃									
	rr/ こどもの国	事件十	州亚	î 77	<u>[</u> 2																										
	ことものほ 自由広場管						<u> </u>																								
\cup	日田仏笏乍	上生生	开修	小尔	+	Щ	凶																								

○ キャンプ場管理棟・炊事棟平面図

○ 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例

○ 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例施行規則

山梨県立愛宕山こどもの国施設指定管理者募集要項

山梨県(以下「県」という。)は、山梨県立愛宕山こどもの国施設(以下「こどもの国」という。)のより効果的で効率的な管理運営を進め、県民サービスの向上を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例(昭和46年山梨県条例第12号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、以下のとおり施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第1 施設の概要

1 名 称

山梨県立愛宕山こどもの国

2 沿 革

昭和46年5月 こどもの国開園

昭和48年8月 少年自然の家開館

昭和56年 変形自転車広場、芝生広場開設

平成10年 科学館開館

平成12年 大笠山遊歩道設置

(開園当初に設置した斜め広場すべり台及び階段撤去)

平成18年 指定管理者制度による管理運営方法導入

令和 3年8月~ 自由広場及びキャンプ場大規模改修(令和5年3月まで)

(自由広場に管理研修棟、キャンプ場に管理棟・炊事棟を建築)

令和 5年3月 少年自然の家閉館

令和 5年4月~ 自由広場管理研修棟、キャンプ場管理棟・炊事棟供用開始

3 所在地

山梨県甲府市愛宕町358-1

4 施設の規模等

設置年月日 昭和46年5月5日

敷地面積 418,550.38 m²

施設・設備の内容

ア) 自由広場 36,500 m² (遊具、四阿、公衆トイレ、管理研修棟 等) ①広場

空気膜造遊具、大型複合遊具・斜面遊具、幼児用複合遊具・パネル遊 具、ロープウェイ遊具、モルタル造形遊具、インクルーシブ遊具などの遊 具や水遊びができるライオンの池、公衆トイレ、管理研修棟などが設置さ れている広場

②管理研修棟(令和5年3月完成予定)

建物の構造 木造1階建て 延べ床面積約400㎡

・工作室:130m² ・救護室:10m² ・授乳室:13m²

・事務室:50m²・トイレ(利用者と兼用):50m²等

※②は資料「自由広場管理研修棟平面図」参照

③公衆トイレ

建物の構造 壁式PC造り1階建て 延べ床面積約31㎡

- イ)変形自転車広場 2,000㎡
 - ①広場

一般道路では運転できない変形自転車に乗ることができる広場

②管理棟

建物の構造 鉄骨造り1階建て 延べ床面積約88㎡

③公衆トイレ

建物の構造 鉄骨造り1階建て 延べ床面積約8㎡

- ウ) 芝生広場 2, 080 m²
 - ①広場

自然体験(保育)活動のほかキャンプファイヤーができる広場

②公衆トイレ

建物の構造 CB造り1階建て 延べ床面積約40㎡

- エ) キャンプ場 7,600㎡
 - ①場内

テントサイト20区画のほか、管理棟、炊事棟、雨天時食事場が設置されている。

②管理棟(令和5年3月完成予定)

建物の構造 木造1階建て 延べ床面積約120㎡

- ・管理室:21㎡ ・救護室:8㎡ ・仮眠室:8㎡ ・倉庫:24㎡
- ・トイレ(利用者と兼用):30m²・シャワー室(2室):12m² 等
- ③炊事棟(令和5年3月完成予定)

建物の構造 木造1階建て 延べ床面積約50㎡

※②③は資料「キャンプ場管理棟・炊事棟平面図」参照

オ) テラス道 600m

西の科学館から東のキャンプ場まで散策できる幹線道路

- カ) ゲーム水路(幅2m、長さ105m) 淡水魚、水草が生息している水路
- キ) 花の迷路 120㎡
 - ①迷路 植栽しているツツジの迷路
 - ②公衆トイレ

建物の構造 鉄骨造り1階建て 延べ床面積約40㎡

ク) 駐車場

ゲートから科学館前まで、乗用車201台、大型車4台の駐車が可能。

- ケ) 自然遊歩道
 - ①遊歩道 園内の森を散策できる遊歩道
 - ②公衆トイレ(市町村の森入口)

建物の構造 鉄骨造り1階建て 延べ床面積約8㎡

※資料「こどもの国敷地平面図」参照

第2 管理運営方針

1 基本方針

こどもの国は、子どもたちが、里山の自然の中でのびのびと遊ぶことを通じて、子どもの健康を増進し、かつ、情操を豊かにし、もつて心身ともに健やかな育成に寄与することを目的に設置された施設です。

この施設の設置目的を十分に理解した上で、利用者が満足できるよう、安心安全に細心の注意を払い、施設の適正な管理運営を行うとともに、里山の自然を活用した楽しい遊びの提供と、遊びの指導助言を行うものとします。

2 施設の維持管理方針

施設の維持管理については、別添「山梨県立愛宕山こどもの国管理運営業務の内容 及び基準」を基に、施設の特色を考慮し、より質の高い維持水準を保てるよう、必要 かつ適正な管理運営を行うものとします。

3 施設の運営方針

利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れることとします。

また、危機管理体制の整備、防犯体制の整備など利用者の安全確保や、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも取り組むものとします。

第3 募集の内容

- 1 指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)
- (1) キャンプ場の利用の承認に関する業務
- (2) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- (3) 児童の健全な育成のための催しの実施に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- ※ 具体的な業務内容及び管理基準については、別添「山梨県立愛宕山こどもの国管 理運営業務の内容及び基準」を参照してください。

2 自主事業

指定管理者は、指定管理業務以外に、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することや施設の課題の解決を目的として、指定管理の対象となる敷地及び施設内で自らの責任と費用により、自主事業を積極的に提案し、実施することができます。

この際、指定管理業務内である指定管理者の提案事業と自主事業は明確に区分することとします。

また、自主事業を実施する場合は、自主事業計画書を提出し、あらかじめ県の承認を受けることとします。

【県が期待する自主事業】

- ・自然体験(保育)活動の支援
- ・都市部と本県の子育て世帯、子ども同士の交流支援
- ・施設や園地の環境改善、快適環境の創出

など

3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開園日

こどもの国 (キャンプ場及び変形自転車広場を除く。) は年中無休で開園します。

なお、キャンプ場は12月1日から翌年2月末日までの間、運営を中止し、変形自転車広場は、土曜日、日曜日、祝日及び夏期休暇(7月21日から8月31日まで)、冬期休暇(12月21日から1月13日まで)、春期休暇(3月21日から4月6日まで)の運営を基本とします。

(2) 開園時間

こどもの国(キャンプ場を除く。)の利用時間は午前9時から午後5時までとします。

ただし、7月1日から8月31日までの間は、閉園時間を午後6時まで延長する こととします。

- ※ 指定管理者は、県の承認を受けて開園日・開園時間を変更することができます。
- (3) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理業務を行ってください。
- (4) こどもの国施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いはしないでください。
- (5) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱ってください。
- (6) (3) から(5) までに掲げるもののほか、知事が定める基準を遵守してく ださい。

指定管理業務及び管理の基準の細目的事項は、協議の上、協定(「山梨県立愛宕山こどもの国施設管理運営業務仕様書」(以下「仕様書」という。))で定めます。

4 責任分担

指定管理者と県の責任分担は、次の表(各項目の区分に応じ「○」が責任を負う)のとおりとします。ただし、指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行うこととします。

また、指定管理者が施設、設備、備品の改修等を行った場合、指定管理者は、当該 資産の所有権を放棄、又は原状復帰することとします。

なお、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

	項目	内 容	指定 管理者	県
	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	\circ	
	初個多動	著しい場合		0
	法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		0
共	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		0

通	不可抗力		雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、 2因する施設、設備の修復による経 2行不能	両者の(※	
事項	政治、行政上 の理由による 事業の変更		から、施設の管理運営の継続に支 は業務の内容の変更を余儀なくさ		0
	利用者や第三者への賠償	指定管理者の責に帰 上記以外	すべきもの	0	0
	71 V/RD (A	施設火災保険			
	保険の付保	施設賠償責任保険		0	
	kidos a lákis	自動車保険		Ö	
	施設周辺住民		する住民及び施設利用者からの反		
	及び施設利用	対や要望への対応		\circ	
	者への対応	上記以外		0	
		発生	0		
	カナ 11 ニ ,		県の指示もしくは指導の不備又 は錯誤によるもの		0
管理	セキュリティ	個人情報の漏洩	指定管理者として講ずべき措置 の不備又は錯誤、指定管理者の 職員の不法行為等によるもの	0	
運		施設の設置の瑕疵に			0
連		施設の管理の瑕疵に		\circ	
営	施設の管理運営に係る事故	管理運営業務におい 由によるもの(自動 の預かり品の毀損、	0		
		上記以外			0
	災害対応		:害調査、報告、応急処置等	0	
	火音刈心	指示等			0
		経年劣化、又は特	60万円未満	\bigcirc	
	[4 = 1] = = 1	定できない第三者	60万円以上		\bigcirc
整	施設、設備の	の行為によるもの			
/ .!!:	損傷等	指定管理者の責に帰	る整備・改修(資産増加)	\bigcirc	
備		指定管理有が布置す 上記以外	の金川・以修(貝生培川)	O	0
維		経年劣化、又は特	60万四丰港	0	
小比		定できない第三者		\cup	
持	備品の損傷等	の行為によるもの	60万円以上		\circ
		指定管理者の責に帰	すべきもの	0	
補				\circ	
		更新	指定管理者が希望する場合	0	
修	備品の更新、	又 か	上記以外		0
	新規購入	 新規購入	指定管理者が希望する場合	0	
7			上記以外		0
その他	事業終了時の 費用		した場合、又は指定期間中途におた場合における撤収費用	0	

※1不可抗力の発生に起因して県又は指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、県は損害等の状況の確認を行った上で指定管理者と協議を行い、不可抗力の判定や費用 負担等を決定するものとする。

5 指定期間(予定)

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで(4年間) この期間は、県議会議決後、正式に指定期間となります。

6 指定管理者の収入

条例第10条に規定する利用料金、県が指定管理者に支払う経費(以下「委託料」という。)及び施設内の飲食提供及び物品販売、自動販売機の設置・運営等により得られる収入(以下「事業収入」という。)をもって指定管理業務を行うものとします。

(1) 利用料金

こどもの国のキャンプ場利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とし、利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、知事の承認を受けて指定管理者が 定めます。

(2)委託料

こどもの国施設の管理運営に必要な経費として、提案価格を基に指定期間を通じた委託料限度額を基本協定書に記載するとともに、県は、予算の範囲内で年度ごとに委託料を支払います。委託料の具体的な額や支払い方法は、県と指定管理者が協議の上、年度協定で定めます。

指定管理者が県の示した水準どおり指定管理業務を確実に実施したと認められる場合、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、委託料との相殺は行いません。また、利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合には、費用の補填は行いません。(ただし、例外的な取扱いとして、第3 募集の内容 6指定管理者の収入(4)その他①のとおり、県への納付が必要となる場合があります。)

委託料の提案に当たっては、県が指定期間中に指定管理者に支払う委託料の総額を次の基準額以内としてください。基準額を超える提案は失格となりますので、十分留意してください。

(基準額) 348, 515千円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、県では、原則としてすべての県有施設の照明の LED 化を行う方針としており、LED 化に伴う電気利用料の削減額については、委託料から減額(精算)することとします。

精 算 方 法 等 : LED 化前の電気利用料実績と LED 化後の電気利用料実績との 比較を踏まえ、減少分 (LED 化影響分)を委託料から減額 (精算)します。年間を通して削減効果のデータが蓄積され た後は、当該データに基づき、残りの契約期間に係る委託料 の変更契約を行います。

(3) 利用者支援事業や飲食提供・物品販売、自動販売機設置・運営業務による収入 利用者支援事業や飲食提供・物品販売業務、自動販売機設置・運営業務等により 得られる収入は、指定管理者の収入とします。

(4) その他

① 委託料については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した基準額となっています。そのため、実際の収支差額が見込額(毎事業年度の開始の日の1月前までに指定管理者が提出する業務計画書の収支差額)を上回った場合、上回った額の半分は、指定管理者の経営努力、残る半分を不確定要素による利益

とみなします。指定管理者は、上回った額の50%に相当する額を県に納付することとします。

② 利用料金収入の大幅な増減、物価変動等に伴う大幅な費用の増減、多額な収支差額の発生、又はそのおそれがあると認められる場合は、委託料及び納付率の協議も可能とします。

第4 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格

指定管理者の指定を申請することのできるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)又はその共同体であって次の(1)及び(2)の条件を満たすものとします。

- (1)登記事項証明書に記載されている本店若しくは主たる事務所又は団体の規約若しくは定款等に記載されている活動の本拠地(以下「主たる事務所等」という。)を山梨県内に置く又は置こうとする法人等であること。また、共同体を構成して申請する場合は、共同体の主たる事務所等を山梨県内に置くとともに、山梨県内に主たる事務所等を置く又は置こうとする団体のうちから代表する法人等(以下「代表団体」という。)を定めること。
- (2) 次のいずれかに該当する法人等でないこと。
 - ① 法人の役員等(法人については非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。)に次のいずれかに該当する者が含まれているもの
 - ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補 助人又は営業を許可されていない未成年者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること がなくなるまでのもの
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しているもの
 - ③ 山梨県から指名停止措置を受けているもの
 - ④ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの
 - ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
 - ⑦ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等
- (3) 共同体を構成して申請する場合は、次の点に留意してください。
 - ① 代表団体は共同体における責任割合が最大であること。
 - ② 共同体の構成員は、単独で又は別の共同体の構成員となって申請を行うことは

できないこと。

- ③ 申請書の提出後は共同体の代表団体及び構成員の変更はできないこと。
- (4) 申請時において法人等が設立されていない場合は、次の点に留意してください。
 - ① 申請時に、設立に向けた規約案、速やかに設立する旨の確約書その他知事が必要と認める資料を提出すること。
 - ② 県議会における指定管理者の指定の議決(令和4年12月議会を予定)までに登記事項証明書(法人登記簿謄本)又は登記申請が法務局において受領されたことを証する書類を提出すること。

2 申請手続等

(1) スケジュール

			月	日				内 容
5月	9日	(月)	から	8月2	2日	(月)	まで	募集要項の配付
6月	6日	(月)						業務説明会及び現地見学会
①6月2	20日	(月)	から	6月2	4日	(金)	まで	募集に関する質問書の受付
②7月1	9日	(火)	から	7月2	5日	(月)	まで	
①7月	4日	(月)	まで					質問に対する回答
②8月	5日	(金)	まで					
8月1	5日	(月)	から	8月2	2日	(月)	まで	申請書類の受付

(2) 募集要項の配付

配付期間:令和4年5月9日(月)から令和4年8月22日(月)まで (ただし、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号) に定める県の休日を除く)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

配付場所:山梨県子育て支援局子育て政策課

上記期間中は、山梨県子育て支援局子育て政策課のホームページでも 募集要項等のダウンロードができます。

https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/shiteikanribosyu.html なお、郵送での配付は行いません。

(3)業務説明会及び現地見学会

開催日時:令和4年6月6日(月)午前10時から

集合場所:少年自然の家正面入口前 開催場所:少年自然の家 研修室

内 容:「募集要項」及び「管理運営業務の内容及び基準」の説明、施設見学、

質疑応答

申込方法:説明会の参加申込書(様式8)に法人名(法人でない場合は代表者名)及び参加希望者名(各団体2名以内)(共同体での申請をする場合、各構成団体につき2名以内)を明記の上、FAX又は電子メールのいずれかで、山梨県子育て支援局子育て政策課へ令和4年5

月27日(金)午後4時までに申し込んでください。

留意事項:申請予定者は可能な限り参加してください。個人及び申請資格のない団体の参加はできません。

質問及び回答は、山梨県子育て支援局子育て政策課のホームページで公開します。

なお、現地見学会は、自由広場及びキャンプ場が再整備工事中のため、工事に影響のないエリアの見学に限ります。また、指定管理期間中の事務所機能を担う管理研修棟(自由広場側)と管理棟及び炊事棟(キャンプ場側)は、当日は、建築工事着工前の段階であるため、見学できないことをご了承ください。

(4) 募集に関する質問

- 受付期間:①令和4年6月20日(月)から令和4年6月24日(金)まで 午前9時から午後5時まで
 - ②令和4年7月19日(火)から令和4年7月25日(月)まで午前9時から午後5時まで
- 質問方法:質問書(様式9)に記入の上、FAX又は電子メールのいずれかで、 山梨県子育て支援局子育て政策課まで提出してください(電話や口 頭での質問にはお答えしません。)。
- 回答方法:質問事項に対する回答は、①の期間に受付けたものについては、令和4年7月4日(月)まで、②の期間に受付けたものについては、令和4年8月5日(金)までに山梨県子育て支援局子育て政策課のホームページに掲載します。

https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/shiteikanribosyu.html

(5) 申請書類

- ① 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・(様式1)
- ② 指定管理業務の実施に関する計画書・・・・・・・・・・(様式2)
- ③ 申請する法人等に関する書類 共同体による申請の場合には、構成員であるすべての法人等のものを提出して ください。
 - ア 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式3) ※ 法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出してく ださい。
 - イ 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
 - ウ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式4)
 - エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し(3箇月以内に取得したもの)
 - オ 印鑑証明書(3箇月以内に取得したもの)
 - カ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近3事業年度の事業 (営業)報告書、貸借対照表及び損益計算書(又は収支計算書)又はこれら に類するもの(グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結

決算書)

- キ 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書
- ④ 構成員届(共同体の場合)・・・・・・・・・・・・・・・・(様式5)
- ⑤ 各団体の役割、責任分担に関する事項(共同体の場合)・・・・・(様式6)
- ⑥ 委任状(共同体の場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式7)
- (6) 申請書類の受付
 - ① 書面申請

受付期間 : 令和4年8月15日(月)から令和4年8月22日(月)まで

(ただし、山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

なお、8月22日(月)は、午前9時から正午までとします

受付方法 : 申請書類一式を持参により提出してください。

受付場所 : 山梨県子育て支援局子育て政策課

提出先 : 〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号(山梨県庁本庁舎5階)

山梨県子育て支援局子育て政策課

提出部数 : A4判とし、正本1部、副本10部を提出してください。

正本のみ押印し(袋とじや割印をする必要はありません)、副本

には原本証明をしてください。

正本、副本とも目次・ページを付け、2穴綴じファイルに綴じて

ください。

② 電子申請

受付期間 : 令和4年8月15日(月)午前9時から

令和4年8月22日(月)正午まで

受付方法 : 申請書類一式をPDF化し、一つのPDFファイルに結合して、電子メ

ールにより提出してください。

メールアドレス : kosodate@pref. yamanashi. lg. jp

3 指定管理業務の実施に関する計画書の作成

(1) 指定管理業務の実施に関する計画書

指定管理業務の実施に関する計画書の作成に当たっては、「募集要項」、「山 梨県立愛宕山こどもの国管理運営業務の内容及び基準」等に記載されていること を遵守してください。また、法令等に定められていることについては、これを遵 守してください。

- ① 収支計画書(様式2-②その2)は、指定全期間にわたる収支予測を年度別に作成してください。
- ② 指定管理業務の実施に関する計画書の作成に用いる言語、通貨及び単位は、原 則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号) に定める計量単位としてください。
- ③ 指定管理業務の実施に関する計画書は、A4判で作成してください。また、ペ

ージ数を中央下に表記してください。

第5 指定管理者の候補者の選定

選定委員会が、提出された申請書について審査基準に基づいて審査し、指定管理者 の候補者を選定します。

1 選定委員会

選定委員会開催結果の公表を山梨県子育て支援局子育て政策課ホームページに掲載します。

https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/senteiiinkai.html また、選定委員は、次期指定管理者の候補者が決定された後に公表を行います。

2 審査基準

審査基準(審査の項目及び審査配点等)は、次のとおりです。

審査基準	審查項目	審査のポイント	配	点	確認する書類
1 施設の管理運営 の方針等の総合 的な事項	施設の設置目的及び 県が示した管理運営 方針		3	6	• 様式2一①
	・ 収支計画の内容、的 確性及び実現の可能 性	画等と整合がとれているか	3	O	• 様式2-2
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	利用者の増加を図る ための具体的手法及 び期待される効果		6		• 様式2-③
	・ 県が求める施策に対する具体的な事業の提案及び期待される効果	18		• 様式2-④	
	地域貢献のための取り組み	ンティア等との連携により、地域活性化や 施設の魅力向上等に繋がる内容か	3	33	・様式2-⑤
	・ 市町村と連携した取り組み	の連携により、地域活性化や施設の魅力向 上等に繋がる内容か	3		• 様式2一⑥
	• 自主事業の提案	• 提案事業の実現性、利用者の利便性向上に 資する事業内容か	3		• 様式2一⑦
3 事業計画の内容 が施設の適正か つ効率的な維持 管理を図ること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性		9		• 様式2-8
ができるものであること	• 施設の維持管理等の 効率性	• 事業計画、維持管理計画等を効率的に行う ための創意工夫がされているか	3	17	• 様式2-9
	• 施設の緊急時対策、 防犯対策	平常時の安全管理や緊急時の対策、防犯対策は十分か	5		• 様式2-⑩
4 平等な利用が確保されていること	• 平等な利用の確保	• 平等な利用の確保を図るための取り組みは 十分か	3	3	• 様式2一⑪
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及	・ 安定的な運営をする ための体制	事業、維持管理等を行う職員体制は十分か職員の指導育成、研修体制は十分か	8		• 様式2一⑫
び経理的基盤を有していること	・ 安定的な運営が可能 となる経理的基盤	• 申請者の財務状況は健全か	3	11	様式2-⑬様式3附属書類
6 施設の管理運営 に係る経費	• 施設の管理運営に係 る経費	管理運営費(委託料)の提案価格の採点に ついては、次の方式により採点する価格評価点=価格配点× 応募者中の最低価格/応募者の提案価格	30	30	• 様式2-②
		計点数	10	00	

3 一次審査

提出された「法人等概要書」等により資格審査を行います。一次審査の結果は、8 月29日までに申請者に文書で通知します。申請状況については、一次審査終了後に申請者数を山梨県子育て支援局子育て政策課のホームページで公表します。

4 二次審査

一次審査通過団体による書類審査及びヒアリングを実施します。ヒアリングは、提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」の内容を選定委員に説明し、選定委員の質問に回答するという形式で行います。この際、「指定管理業務の実施に関する計画書」に記載していないことは説明できません。

申請者から提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」等を審査した結果、 高位の評価を得た順に順位を決定します。ただし、二次審査において総得点が一位で あっても一定基準に満たない場合、又は得点が著しく低い審査項目がある場合は候補 者に選定しないことがあります。

第6 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

1 指定管理者の候補者の決定

指定管理者選定委員会による選定結果に基づき、知事が候補者を決定し、二次審査を受けた団体に対して令和4年10月上旬までに選定結果を通知し、追って申請者名(共同体の場合は、構成団体名、代表団体名、構成員名)、提案価格、審査点数、選定理由を公表します。

2 候補者との協議

候補者と指定管理業務の細目について協議を行い、この内容を仮協定(確認書)と して締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲に おいて修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなけ ればなりません。

候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった申請者を指定管 理者の候補者として協議を行います。

3 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

指定管理者の指定をしたときは、その旨を文書で通知します。

4 指定管理者との協定締結

県と指定管理者は、先に実施した仮協定を前提に、更に指定管理業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。

協定は、指定全期間を通じた基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの委託料の額等を定めた「年度協定」を定めることとします。

(1) 基本協定の内容(予定)

- ○業務に関する基本的事項(管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等)
- ○遵守事項

- ○協定の期間等に関する事項
- ○委託料に関する事項
- ○管理業務に関するリスク分担に関する事項
- ○業務計画書の提出に関する事項
- ○利用者の満足度調査等の実施・報告に関する事項
- ○定期報告事項
- ○業務状況の聴取、対面による意見交換等の実施に関する事項
- ○事業報告書の提出に関する事項
- ○業務実施状況の確認・評価に関する事項
- ○秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- ○管理業務の継続が困難となった場合の措置等に関する事項
- ○指定の取消し等に関する事項
- ○損害賠償に関する事項
- ○施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- ○権利譲渡等の制限に関する事項 他

(指定管理者が共同事業体方式の場合は次の事項が加わります)

- ○代表団体に係る倒産の場合による指定管理者の指定の取消し等に関する事項
- ○代表団体、構成員の重要事項の変更に関する事項
- ○代表団体の地位、構成員の責任に関する事項
- ○構成員の脱退に対する措置に関する事項 他
 - (注)協定の締結にあたっては共同体の構成員すべてを協定当事者とし、協定に 関する責任は共同体の構成員すべてが負うこととなります。

(複数の会社が指定管理業務を行うために新たに会社を設立した場合は次の事項 が加わります)

- ○事務所の所在地、定款の目的、資本の額並びに株主及びその持ち分割合等の事項を変更する場合の事前協議に関する事項 他
- ※新たに設立した会社の設立者以外の者に新株を発行しようとする場合、又は設立者が設立者以外の者に株式を譲渡しようとする場合については、事前に県と 指定管理者並びに出資者の3者間による協定の締結が別途必要となります。
- (2) 年度協定の主な内容(予定)
 - ○管理業務の内容に関する事項
 - ○委託料の額に関する事項 他

第7 指定管理業務の適正な実施に関する事項

1 指定管理業務の再委託等の制限

指定管理者が指定管理業務の全部を一括して、又は指定管理業務の主たる部分を 一括して第三者に委託又は請け負わせることはできません。

指定管理業務の一部分のみを第三者に委託又は請け負わせる場合には、あらかじめ県に申請し、承認を受けることとします。

2 暴力団の排除

指定管理者は、施設を暴力団の活動に利用させることはできません。

3 個人情報の取扱い

指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び山梨県個人情報保護条例(平成17年山梨県条例第15号)の規定に従い、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。この場合において、指定管理者は、県と協議の上で別に定める個人情報の保護に関する要綱に基づいて、指定管理業務を通じて取り扱う個人情報の保護を行うものとします。

4 情報公開への対応

指定管理者は、山梨県情報公開条例(平成11年山梨県条例第54号)の規定により県と協議の上で別に定める情報公開に関する要綱に基づいて、指定管理業務を通じて取り扱う文書の公開を行うものとします。

5 文書の管理・保存

指定管理者は、指定管理業務に係る文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとします。なお、文書の保存期間は、山梨県行政文書管理規程第35条第2項の規定に準じて定めてください。

6 保険への加入

利用者に係る保険は、次のとおり指定管理者が加入するものとします。

① 加入する賠償責任保険

県と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険としてください。

② 保険の内容

別添「山梨県立愛宕山こどもの国管理運営業務の内容及び基準」で定める保険内容とします。

7 キャッシュレス決済の導入

指定管理者は、施設の徴収窓口等においてキャッシュレスに対応したシステム (パネル設置など) を導入することとします。

なお、当該システムは、令和5年4月末までに、導入することとします。

8 不可抗力等発生時の対応

不可抗力その他の甲及び乙の責めに帰すことのできない事由が発生した場合、指定管理者は、速やかに県に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負います。また、県が避難所、広域防災拠点等のため施設の利用制限、応急活動への参加等を要請したときは、県の指示に従わなければなりません。

なお、避難所等としての使用その他災害対応による費用負担等については別途協議するものとします。

9 備品

県は指定管理者に、こどもの国施設の管理・運営に必要な物品(別添備品一覧表 参照)を貸与します。

指定管理者が管理運営費(第3の6(1)~(3)の収入)で購入した物品は、指定期間中又は当該期間終了後には県に帰属することとします。

指定管理者が自ら所有する物品を持ち込んだ場合及び指定管理者が管理運営費以

外の経費により購入した物品については、指定管理者に帰属し指定期間終了時には指定管理者が自らの費用と責任で撤去・撤収してください。ただし、県と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は県又は県が指定するものに対して引継ぐことができます。

10 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、法人等の口座とは別の口座で管理してください。

また、会計処理においては、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理、それ以外の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理してください。

11 法令等の遵守

指定管理者は、指定管理業務の遂行に関連する法規を遵守しなければなりません。 特に、山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例(昭和46年山梨県条例第12 号)のほか、次の法令に留意してください。

- (1) 地方自治法第244条第2項、第3項
- (2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)などの労働関係法令
- (3) 消防法(昭和23年法律第186号)、水道法(昭和32年法律第177号)、 建築基準法(昭和25年法律第201号)、電気事業法(昭和39年法律第 170号)その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (4) その他こどもの国施設内で管理運営する業務に関連するすべての法令

第8 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置について

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による指定管理業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合 又はそのおそれが生じた場合、指定管理者は、速やかに県に報告しなければなりませ ん。県は指定の取消し又は期間を定めた指定管理業務の全部若しくは一部の停止の措 置をとることができます。

2 その他の事由により指定管理業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、 指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理業務 の全部若しくは一部の継続の可否について協議するものとします。

3 指定管理業務の引継ぎ

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより指定管理業務を引き継ぐ場合には、 県が定める期間内に、県又は県が指定した者に対して指定管理業務を引き継ぐととも に必要なデータ等を遅滞なく提供しなければなりません。

なお、新たに指定管理者に指定された者への引継ぎ内容については、募集要項、 仕様書に基づき仮協定の締結までに県と協議の上、決定します。

引継ぎに必要な指定管理者の費用は、指定管理者の負担とします。

第9 申請に関する留意事項

1 審査の対象又は候補者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は候補者から除外します。

- (1)選定委員会の委員又は申請に関する業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、申請について不正な接触をし、又は接触を求めた場合、その他選定結果に影響を 及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽記載又は不正行為があった場合
- (3) 第4の1に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合
- (4) 申請者による指定管理業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として相応しくないと県が認めた場合
- (6) その他不正な行為があったと県が認めた場合

2 指定管理業務開始前における指定の取消し

指定管理者が指定管理業務を開始する前においても次に掲げる事項に該当すると きは、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由がなく協定の締結に応じない場合
- (2) 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理業務の履行が確 実でないと県が認めた場合
- (3) 第9の1の各項目に該当する場合

3 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する 書類の著作権は申請者に帰属します。

なお、指定管理者の選定及び指定において公表する必要がある場合その他県が必要と認めるときは、県は、申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することは できません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配付します。また、提出された申請書類は、返却しません。

(5) 公表

申請書類は、個人情報等を除き情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

- (1) こどもの国施設に複数の申請(共同体の構成員としての申請を含む。)をすることはできません。なお、県の他の施設に関して指定の申請をすることは可能です。
- (2) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、指定管理者指定申請 辞退届(様式10)により届け出てください。
- (3) 県では、新たな財源を確保し、もって県民サービスの維持・向上を図るため、 ネーミングライツ制度を導入しており、本施設にも同制度により愛称が付与される 可能性があります。指定管理者は、ネーミングライツの導入に関する県の検討・実 施に協力することとします。
 - ※ ネーミングライツ制度とは、県の施設等の名称に「愛称」として団体名・商品名等を付与していただき、ネーミングライツスポンサー(施設命名権者)から対価を得るものです。

第10 事業実施状況のモニタリング(業務の確認・検証)等

1 モニタリング、評価の実施

県は、施設が設置目的に沿って適切に管理され、必要なサービス水準が確保できるよう、指定期間中の指定管理業務等の実施状況を把握するモニタリングを行います。 県は、仕様書に基づき指定管理者から提出される定期報告書、事業報告書、利用 者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告、現地調査、 指定管理者との対面による意見交換等により、業務の実施状況をモニタリングし、そ の結果を評価します。

モニタリングの結果、施策を推進する業務の効果が不十分など仕様書や業務計画 書に記載された事項等が達成されておらず、業務の改善が必要な場合は、県と協議の 上、対策を講じるものとします。

モニタリング、評価は次の方法により行います。

(1) 県が行う評価

県は、指定期間が始まる前までに指定管理者と協議し別途定める「指定管理業務のモニタリング実施要領」に基づき、指定期間中の指定管理者の管理運営状況 (利用状況、事業計画の達成状況、収支状況等)についての事業評価を実施します。

結果については、県のホームページ等で公表します。

(2) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎事業年度終了後、指定管理業務及び自主事業の自己評価を行い、県に「指定管理施設の管理運営状況評価書」(モニタリングシート)を提出するものとします。

(3) 利用者の満足度調査の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、利用者の満足度、意見・苦情等をアンケート調査等で把握し、その結果及び対応策について県に報告するものとします。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務 日報に記録し、県へ報告していただきます。

(4) その他

指定管理者は、施設の維持管理・運営に当たっては、県の「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に準じて省エネルギーの推進及び地球温暖化の防止に努めるとともに、省資源の推進、廃棄物の削減・リサイクルの徹底等、環境負荷の低減に努め、エネルギーの使用状況等については、半年ごとに県に報告していただきます。

2 県の監査委員等による監査

県の監査委員又は県の外部監査契約に基づく監査人、県議会が必要と認める場合、 指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

3 指定管理業務開始後の指定の取消し等

県は、次の場合、指定管理者の指定の取消し等の措置を行う場合があります。

(1) 指定の取消し等

指定管理者による指定管理業務の実施状況が、基本協定で規定する取消事由等に該当すると認められる場合には、県は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

なお、基本協定で規定する取消事由等は、次のような状況を想定しています。

- ① 定期報告書、事業報告書等を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき
- ② 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に基づく県の指示に従わないとき、又は指示によっても指定管理業務の内容に改善がみられないとき
- ③ 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に違反したとき
- ④ 法人等の経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することができないと認められるとき
- ⑤ 組織的な違法行為により著しく社会的信用を損なう場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上不適当であると認められるとき
- ⑥ 暴力団排除対象法人等に該当すると認められるとき
- ⑦ その他管理を継続させることが適当でないと認められるとき
- (2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は指定管理業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、県に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、県と指定管理者は協議するものとします。

第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

山梨県子育て支援局子育て政策課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号(山梨県庁本庁舎5階)

電 話:055-223-1456 (ダイヤルイン)

FAX : 055-223-1475

メールアドレス: kosodate@pref.yamanashi.lg.jp

(様式1)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

主たる事務所等の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立愛宕山こどもの国施設の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例第6条の規定により、必要書類を添付の上、申請します。

(別紙)

【提出書類一覧表】

様式	項目	提出の 有無
様式2	指定管理業務の実施に関する計画書	142111
	①施設の設置目的及び県が示した管理運営方針	
	②収支計画の内容、的確性及び実現の可能性(収支計画書)	
	③利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	
	④県が求める施策に対する提案事業と期待される効果	
	⑤地域貢献のための取り組み	
	⑥市町村と連携した取り組み	
	⑦自主事業の提案	
	⑧施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	
	⑨施設の維持管理の効率性	
	⑩施設の緊急時対策、防犯対策	
	⑪平等な利用の確保	
	⑫安定的な運営をするための体制 (人員配置計画)	
	⑬安定的な運営が可能となる経理的基盤	
様式3	法人等概要書	
様式4	誓約書	
様式5	構成員届 (共同体の場合)	
様式6	各団体の役割、責任分担に関する事項(共同体の場合)	
様式7	委任状 (共同体の場合)	
付属書類	定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類	
	登記事項証明書等	
	印鑑証明書	
	収支予算書	
	事業(営業)報告書	
	貸借対照表	
	損益計算書	
	連結決算書	
	法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税	
	に関する納税証明書	

(様式2)

指定管理業務の実施に関する計画書

施設名	山梨県立愛宕山こどもの国施設
所 在 地	
団 体 名	
代表者氏名	
TEL	
F A X	
メールアドレス	
担当者所属	
担当者氏名	

(様式2-①)

「施設の設置目的及び県が示した管理運営方針」

施設の設置目的及び県が示した管理運営方針を踏まえ、 運営を目指すための管理運営方針等を記入してください。	申請者が考える魅力ある施設

(様式2-② その1)

I	収支計画の内容	容、的確性及び実現ので	可能性」		
指 ださ		体の管理運営業務にお	おける収支計画	の考え方、創	意工夫を記入してく
	年度	利用見込数 (人)	収 入 (千円)	うち県委託料	支 出 (千円)
	令和5年度				
	令和6年度				
	令和7年度				
	令和8年度				

(様式2-2 その2)

「収支計画書」

(単位:千円)

		区 分	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	備考
	利用	料金収入					
収	委託	三米 斗					
		販売機収入					
入	事業	収入					
	その	他					
		収入合計(A)					
		給与·手当等					
	人 件	福利厚生費					
	貴	退職給付費					
		臨時雇用賃金					
	管	光熱水費					
	理	修繕費					
	費	委託費					
		報償費					
		旅費交通費					
		交際費					
支		消耗品費					
出		燃料費					
		食糧費					
	事	印刷製本費					
	務	通信運搬費					
	費	保険料					
		広告料					
		手数料					
		使用料及び賃借料					
		備品購入費					
		負担金					
		公租公課費					
		支出合計(B)					
		(A)-(B)					

利用料金収入の内訳

(上段:利用人数、下段:収入金額)

		区 分	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	備考
+		1 県内に所在する幼稚園、保育所、小学校、中学校 及びこれらに頼する施設並びに育少年育成団体が行 う行事で利用する場合					
ヤンプ場	160	2 県内に住所を有する3歳以上の幼児、小学生、中 学生及び高校生が利用する場合(1に掲げる場合を 除く。)					
		3 1及び2に掲げる場合並びに3歳未満の者に係る 利用の場合を除く利用の場合					
	•	合計					

- ○利用料金収入は条例で定める額の範囲内で算定してください。
- ○消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
- ○内容欄は適宜追加してください。
- ○積算根拠となる資料 (税抜価格と消費税が区別できること。様式自由。 A 4 縦、横書) を提出してください。
- ○指定管理業務と自主事業は別葉で提出してください。

(様式2-③)

「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果」

利用見込数の目標値とその考え方を記入するとともに、目標達成に向け、施設で行う事業計画を記入してください。

また、年間の広報計画を記入してください。

ア)利用者の増加に関する目標値(R5~R8)

年 度	利用見込数(人)		対前年度増減数(人)		人)	
令和5年度	県内	県外	計	県内	県外	計
令和6年度						
令和7年度						
令和8年度						

1)	事業計画
1)	尹木川岡

ウ) 年間広報計画

(様式2-4) その1)

「県が求める施策に対する提案事業と期待される効果」

県が求める施策に対する提案事業の事業計画等を記入してください。

ア)施設の設備や立地を活かした自然体験(保育)活動の推進

施設を自然体験(保育)拠点施設としての地位を確立させるため、申請者が考える 施設の設備や立地を活かした自然体験(保育)活動支援の内容や、これまでの支援実 績(様式2-④) その2)等を記入してください。

イ)持続可能な開発目標(SDGs)の推進

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、S DGs の推進に資する取り組みを記入してください。

(例)

- 誰もが一緒に楽しめるインクルーシブ・プログラムの開発
- ・ 希少種保全など、生物多様性に配慮した取り組み
- ・ 三世代で楽しめる健康増進プログラムの開発
- Co2削減に向けた取り組み
- ・ 社会全体で子ども・子育てを支援する取り組み など

ウ) 観光地としてのポテンシャルを活かした利用促進

施設は甲府市街地近郊にあり、アクセス環境もよく、日中は「富士山と甲府盆地」、日没後は「甲府盆地の夜景」が望めるビュースポットでもあるため、観光地としてのポテンシャルを活かした利用促進に資する取り組みを記入してください。 (例)

- 早朝やナイトタイムを活用した取り組み
- ・ 周辺観光施設と連携した取り組み など

エ) 自家用車以外の交通手段を活用した利用促進

施設への交通手段は、自家用車がほとんどであるが、施設内に留められる駐車台数 (乗用車201台、大型車4台)には限りがあるため、自家用車以外の交通手段を活 用した利用促進に資する取り組みを記入してください。

→ \	東京都など都市部の利用者の利用促進
ZI 1	

昨今の、テレワーク等の働き方の多様化や二拠点居住等のライフスタイルの変化により、都市部の方の本県に対する関心が高まっている中において、より多くの都市部の方に、施設を利用してもらうための取り組みや施設の魅力を知ってもらうための取り組みを記入してください。

(様式2-4) その2)

「公園施設及び類似施設における自然体験(保育)活動支援の実績」

1)自然体験活動支援業務等の実績(H31.4.1~R5.3.31)

発注者	元·下請別	支援業務の名称及び内容 (具体的に記載)	支援人数	実施場所	経費(円)	期間又は実施日

※発注者欄には直接契約し	た相手方を記入	オスニレ
<u> </u>	ノニコロコナノノ く ロレノン	しょめにに

2) これまでの業務実績が施設においても活かせる自然体験(保育)活動の支援内容を記入してください。

3)業務実績がない場合は、施設において自然体験(保育)活動の支援を実施できることを示す、申請者のスキルを記入してください。

[※]経費は、契約額または、業務実施に要した経費を記入すること。

(様式2-⑤)

「地域貢献のための取り組み」

施設において、 てください。		ボランティア等と連携して行う事業計画等を記入し

(様式2-⑥)

「市町村と連携した取り組み」

施設において、 てください。	所在市である甲府市や周辺市町村と連携して行う事業計画等を記入し

(様式2-⑦)

「白主事業の提案」

自主事業の事業計画、実施体制等を記入してください。

(様式2-8 その1)

「施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性」

施設の維持管理を的確に実施するための考え方や、公園等の維持管理実績、設備保守 管理計画等を記入してください。 ア) 施設の維持管理全般に対する考え方 イ)公園等の維持管理の実績(様式2-8 その2) ウ) 設備保守管理計画 工) 植栽管理計画 才) 備品管理計画 カ)清掃管理計画 キ) その他

(様式2-8 その2)

「公園施設及び類似施設の維持管理業務実績」

1)公園等維持管理業務の実績(H31.4.1~R5.3.31)

発注者	元·下請別	施設及び業務の名称・内容 (具体的に記載)	実施場所	経費(円)	期間又は実施日
(例) 〇〇町	元請け	〇〇公園 植栽管理業務 中高木及び芝管理 2,000㎡	〇〇町		

※発注者欄には直接契約し	た切手士を記る	オスーレ
·^· + / + / - / - / - / -	NH / LV all /	4 611 /

2) これまでの業務実績が施設においても活かせる維持管理業務の内容を記入してください。

3)業務実績がない場合は、施設において維持管理業務を実施できることを示す、申請者のスキルを記入してください。

[※]経費は、契約額または、業務実施に要した経費を記入すること。

(様式2-9)

「施設の維持管理等の効率性」

事業計画や維持管理計画等を効率的に行うための創意工夫や経費縮減に関する方針等 を記入してください。

(様式2-10)

「施設の緊急時対策、防犯対策」 平常時における安全管理対応や災害及び事故発生時を想定した対応、防災訓練計画等 を記入してください。 ア) 平常時における安全管理対応 (施設周辺と施設内部の巡視、緊急時の通報体制など を記入してください。) イ) 災害・事故発生時の対応(けがや病気発生時の対応、火災・地震発生時の対応、不 審者侵入時の対応などを記入してください。) ウ) 防災訓練計画 エ) 自動体外式除細動(AED)の取扱い オ) 事故後の対応 カ) その他

((様式2-⑪)

「平等な利用の確保」

施設の平等な利用の確保を図るための方針、	具体的な取り組みを記入してください。

(様式2-12) その1)

「安定的な運営をするための体制」

施設の雇用形態やどのような能力(資格等)を持つ職員を配置して業務を遂行するの か、「人員配置計画」(様式2-⑫その2)を作成するとともに、責任体制、業務実施 体制、人材育成・職員研修の考え方などを記入してください。 ア) 責任体制 イ)業務実施体制 ウ) 人材育成・職員研修 エ) その他

(様式2-12) その2)

「人員配置計画」

		化十 次妆 宇敦 奴聆		雇	用形	態	職員の	雇用者	
役職・職種	担当業務内容	能力、資格、実務経験 年数等	正規	パート	委 託	その他	年齢層	の確保	備考
		十数寺				(具体的に)	十一图刊官	方策	

- ※ 配置するすべての職員について記入してください。
- ※ 役職欄については、○○施設を管理運営する上で必要と思われる役職を記入してください。
- ※ 能力、資格、実務経験年数等欄は実際に配置する予定職員を想定の上、記入してください。
- ※ 雇用形態欄は、実際に勤務する職員を想定して該当する欄に〇印を記入してください。 「正規」は、週40時間程度勤務し貴団体が複数年にわたり雇用する職員とします。「パート」は、非常勤で臨時に契約する職員とします。
- ※ 職員の年齢層欄は、20代、30代、40代等目安で結構ですので記入してください。
- ※ 雇用者の確保方策欄は、申請者が既に雇用している者(雇用済)又は今後雇用を予定する者(予定)の別、その目途を記入してください。
- ※ 備考欄は、勤務体制(勤務時間・休日設定)を記入してください。 (別紙可)
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜広げるか複数ページで作成してください。

(様式2-13)

「安定的な運営が可能となる経理的基盤」

財務状況を踏まえ、指定管理期間において安定的な運営が可能となる経理的基盤について記入してください。

(様式3)

「法人等概要書」

種別	一般財団法人 NPO法人 その他の法人 その他の団体			社会福祉法人 有限会社
団体名				
代表者氏名				
主たる事務所等の所在地				
設立年月日				
資本金又は基本財産			7	一円
売上高			=	一円
社員(職員)数				人
業務内容				
法人等の特色				
実績	・業務の概要	所在地、施設技		务、期間、受注額、

- ※ 種別欄は、該当するものを〇印で囲んでください。その他の法人又はその他の団体については、()内に内容を記入してください。
- ※ 社員(職員)数欄は、申請時の人数を記入してください。
- ※ 会社概要等がある場合は、添付してください。

(様式3-①)

「法人等役員等一覧」

法人等名:

五八寺 石:	(フリガナ)	性別		
役職名	氏 名	(男女)	生年月日	現住所
		T		

[※] 法人については、非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等について記載してください。

[※] 欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

[※] 共同体の場合は、すべての構成団体の役員について記載してください

(様式4-1)

誓 約 書

山梨県知事 殿

年 月 日

所在地 団体名 代表者氏名 (共同体の場合、構成員連名で押印してください)

山梨県立愛宕山こどもの国施設の指定管理者指定申請を行うに当たり、次の事項について真実に相違ありません。

- 指定管理者募集要項第4の1の申請資格要件を満たしています。
- 提出した申請書類に虚偽または不正はありません。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若 しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6)下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記 (1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結 している者
- 2 1 (2) から (6) に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

[法人、団体にあっては事務所所在地]

住	所											
		[法人、	団体に	あっ゛	ては法。	人・国	団体名、	代表	者名]	
(ふり)	がな))										
氏	名										Œ	J)
生年	月日					年		月	F	1		

構成員届

年 月 日

山梨県知事 殿

共同体の名称

共同体の主たる事務所等所在地

構成員 (代表者) 所在地

名称

代表者氏名 印

構成員 所在地

名称

代表者氏名 印

構成員 所在地

名称

代表者氏名 印

このたび、山梨県立愛宕山こどもの国施設における指定管理者の指定を受けるため、共同体を結成しましたので届け出ます。

(様式6)					
各団体の役	と割、責任分	担に関する事項	Į		

※共同体の規約等(案も可)を添付してください。

委 任 状

山梨県知事 殿

共同体の名称

構成員 (代表者) 所在地

名称

代表者氏名 印

構成員 所在地

名称

代表者氏名 印

私は、次の共同体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

受任者

所在地

共同体の代表者 名 称

代表者氏名

委任事項

- 1 山梨県立愛宕山こどもの国施設の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 山梨県と山梨県立愛宕山こどもの国施設の指定管理業務についての協定書の締結
- 3 山梨県立愛宕山こどもの国施設の指定管理業務についての委託料の請求及び受領

受任者印

(様式8)

業務説明会及び現地見学会の参加申込書

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者) 所在地 団体名 代表者氏名

山梨県立愛宕山こどもの国施設指定管理者募集にかかる業務説明会及び現地見学会について、次のとおり申し込みます。

参加者

氏 名	役 職	連絡先
		TEL
		FAX
		E-mail

募集に関する質問書

所在地 団体名

年	月	日

代表者氏名 担当者 TEL FAX E-mail

質問の内容)	

(様式10)

指定管理者指定申請辞退届

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

印

山梨県立愛宕山こどもの国施設の指定管理者の指定を受けるため 年 月 日申 請書を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

申請辞退理由